（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第四十四条　令第八十二条第十三項又は第八十二条の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第四十五号様式に準じて調製しなければならない。

（南極投票人証の交付の申請等）

第四十六条　令第八十四条第一項の規定による南極投票人証の交付の申請は、当該投票人が法第六十一条第九項に規定する南極地域調査組織に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）であることを証する書面（当該南極地域調査組織の南極調査期間（令第八十五条第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）を添えて、文書でしなければならない。

［２～４　略］

５　南極投票人証の交付を受けた者は、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた場合には、直ちに当該南極投票人証を当該市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）

第四十七条　令第八十五条第二項の規定による請求書の様式は、別記第四十八号様式に準じて作成しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第四十九条　令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第五十一号様式及び第五十二号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第五十条　令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第五十三号様式に準じて調製しなければならない。

２　法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第五十一条　令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第十三項の規定による投票用封筒は、別記第五十四号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等を交付する市町村）

第五十二条　法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則第十七条の二の三に掲げる市町村とする。

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第四十四条　令第八十二条第十三項（令第八十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による投票用封筒は、別記第四十五号様式に準じて調製しなければならない。

（南極投票人証の交付の申請等）

第四十六条　令第八十四条第一項の規定による南極投票人証の交付の申請は、当該投票人が法第六十一条第八項に規定する南極地域調査組織に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）であることを証する書面（当該南極地域調査組織の南極調査期間（令第八十五条第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）を添えて、文書でしなければならない。

［２～４　同上］

［新設］

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）

第四十七条　令第八十五条第二項（令第八十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による請求書の様式は、別記第四十八号様式に準じて作成しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第四十九条　令第八十五条第三項又は第八十六条第四項において準用する令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第五十一号様式及び第五十二号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第五十条　令第八十五条第三項又は第八十六条第四項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第五十三号様式に準じて調製しなければならない。

２　法第六十一条第八項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十五条第三項又は第八十六条第四項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第五十一条　令第八十五条第三項又は第八十六条第四項において準用する令第八十二条第十三項の規定による投票用封筒は、別記第五十四号様式に準じて調製しなければならない。

（南極投票の投票送信用紙等を交付する市町村）

第五十二条　法第六十一条第八項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則第十七条の二の三に掲げる市町村とする。